

(件名) 憲法第16条に基づく精神科入院に伴う追加的請求について

(陳情の趣旨)

鹿児島に戻り、入院する前に愛知県の安城市に住んでおりました。

平成18年まで、法人Aに従事していて、求人内容との不一致と、不利益変更が伴う正社員への登用により、懲戒にあっておりました。判例等でも勝訴になる事案でしたが、弁護士の不法行為が重なり、愛知弁護士会に法人Bで、紛議調停を行いました。弁護士等の受任拒否等も重なり、時効の判断が下されてしまいました。

よって、精神科入院により、現在に至るまで、損害賠償は続いており、精神科入院で強いられた屈辱とあわせて、労働による逸失利益が生じていると考えます。

お金を持っている方だけが救われて、経済弱者だけが切り捨てられる社会は大問題でしかありません。

鹿児島県の議会が、県民に開かれた救済機関としての代役を期待しますし、損害の救済を追加で請求いたします。

以上